デジタルサイネージ広告約款

この約款は令和2年2月1日から適用します.

(定義・適用)

第1条 この約款は宗教法人菅原神社(以下「当社」という。)が管理する境内地内で 掲載する広告について適用します。

(同意)

第2条 広告の掲載を希望する広告代理店・広告主(以下「広告主」という。)はこの 約款に基づいて定められた規定等を承認し、且つ、これに同意したものとし ます。

(約款の変更)

第3条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されること があります。

(責任の媒体)

第4条 当社の媒体に掲載する広告についての一切の責任は、広告主が負うものとします。

(広告の掲載料等)

第5条 掲載にあたっての条件等は、当約款の他、デジタルサイネージ広告申込書兼 契約書(以下「申込書」という。)、当社サイネージページの記載にて別途定 めます。

(申し込み)

第6条 広告主には別紙の申込書を事前に提出していただきます。

(広告掲載の可否)

第7条 掲載を希望する広告は、事前に当社が掲載の内容を審査し、掲載の可否を決 定をしますが、当社はその理由について広告主に開示する義務は負いません。

(デジタルサイネージの取り扱い)

第8条 申込書の記載方法にてご入稿下さい。

(掲載できない事項)

第9条 広告が、次号に該当するもの、可能性があるものは掲載できません。

- 当社に支障や不利益を及ぼすもの
- 二 関係諸法規等法令に違反するもの
- 三 他人の肖像、知的財産など許可が必要なものを無断で使用しているもの
- 四 各業界が定めている公正競争規約や自主規制などに違反しているもの
- 五 広告の責任の所在(問い合わせ先)、実態、内容が不明確なもの
- 六 虚偽、誇大な表現にあたるもの
- 七 残虐、醜悪、その他表現によりお客様に不快感や恐怖を与えるもの
- 八 犯罪や暴力を肯定、助長、美化し、社会秩序をみだすもの

- 九 青少年の健全な育成を妨げるもの
- 十 誹謗中傷、名誉毀損など基本的人権を損なうもの
- 十一 人種、民族、性別、等などで不当に差別するもの
- 十二 性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの
- 十三 係争中の問題について、一方的な主張の表現にあたるもの
- 十四 品位や美観を損ない、当社境内地内の掲載に相応しくないもの
- 十五 その他、当社が不適当と判断するもの

(掲載承諾の取り消し)

- 第10条 当社は、次の各号に該当する場合は、掲載承諾を取り消すことができます。
- ー 当社の業務上の支障が生じたとき
- 二 法令等により広告の掲載を禁止されたとき
- 三 広告主が申込書に定めた期日までに掲載料金等の支払いの手続きをしないとき
- 四 広告主がこの約款に定める義務を履行しないとき
- 五 掲載にあたり、お客様に迷惑がかかるなどの支障が生じ、またはその恐れが
 - あると判断したとき
- 六 その他当社が必要と認めたとき

(掲載料等の支払い)

- 第11条 掲載料支払いについては、申込時から掲載開始までとします。
 - 2 貴社は当社の発行する請求書により広告掲載料を支払うものとします。
 - 3振込みに当たっての手数料は広告主にて負担していただきます。

(掲載料の改定について)

第12条 当社は、広告掲載料について、公租公課の増額、物価高騰による改定が生じた場合、その増額分を広告主に請求することができることとします。

(掲載料の払い戻し)

- 第13条 当社は、第10条第一号、第二号、天災事変等で掲載ができなくなった場合は 日割り計算し払い戻すもしくは未掲載の期間を延長掲載として補填するものとする。
 - 2 当社は前号以外の既収の払い戻しはいたしません。

(解約金)

- 第14条 申込書後の解約についての掲載料は以下の通りになります。
- 1日でも掲載実績があった場合は、1ヶ月分掲載料を請求いたします。
- 二 半年プラン、年間プランについて、期間を満了していないものに関しまして は差額を請求いたします。
 - 1 半年プランは 1ヶ月プラン料金を適用
 - 2年間プランは1ヶ月プラン料金、または半年プランを適用
- 三 掲載開始4日前に申し出があった場合は掲載料を請求いたします。
- 四 掲載開始日の5日前までに申し出があった場合は掲載取り消しを受付け、掲載料の請求は致しません。※当社業務の都合により数日は掲載する可能性があります。

(損害賠償等)

第15条 広告主は、掲載物により当社または第三者及び物品等に被害を与えた場合は、 すべて広告主の責任において処理し、その損害を負担するものとする。 2 当社は、第10条により申込書を取り消した場合、取り消しによる損害については、その責めを負いません。

以上